

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

< 令和 8 年 8 月 1 日 現在 >

1. 事業者の概要

名 称	奈良県看護協会
法人種別	公益社団法人
代表者名	会長 春木 邦恵
所在地	〒634-0074 橿原市四分町252-1
連絡先	0744-25-4014

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	宇陀訪問看護ステーション (支所) 東宇陀訪問看護ステーション
県指定番号	2960690226
所在地	〒633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原 155 番地 4 (支所) 〒633-1211 奈良県宇陀郡曽爾村大字塩井 991 番地の 1 (曽爾村老人福祉センター内)
連絡先	0745-82-6603
管理者氏名	所長 中川 朋子

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	①ご利用者（以下「利用者」という。）の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能を維持回復することを目指して支援する。 ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ③必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように事業体制の整備に努める。

(3) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1 名	0 名	1 名
看 護 師	4 名	4 名	8 名
理学療法士	1 名	0 名	1 名
事 務 員	1 名	2 名	3 名

< 合計 13 名 >

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	宇陀市・宇陀郡・桜井市一部地域（城島小学校区、朝倉小学校区、初瀬小学校区）・奈良市都祁地域
---------	---

(5) 営業時間

営業時間	月～金 9時00分～17時00分
休業日	土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※緊急時訪問看護加算の契約利用者に対しては、24時間体制で電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

(6) サービス内容

- ・病状や障害の観察、健康管理支援
- ・褥瘡や創傷の処置、予防
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・食事、水分、栄養管理、排泄、清潔などに関する処置とケア
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・保健、福祉サービスなどの活用支援と連携、調整
- ・認知症の看護
- ・家族など介護者の支援

(7) 訪問看護計画の作成（契約書第4条）

看護師等が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、書面で説明のうえ交付いたします。

3. 利用料金（契約書第13条）

(1) 介護保険（ ）内は介護予防訪問看護の単位数になります。

所要時間	基本単位	夜間早朝単位 (18時～22時と6時～8時)	深夜単位 (22時～6時)
20分未満： 特別な場合の訪問	314単位 (303単位)	393単位 (379単位)	471単位 (455単位)
30分未満	471単位 (451単位)	589単位 (564単位)	707単位 (677単位)
30分以上1時間未満	823単位 (794単位)	1,029単位 (993単位)	1,235単位 (1,191単位)
1時間以上 1時間30分未満	1,128単位 (1,090単位)	1,410単位 (1,363単位)	1,692単位 (1,635単位)
1回20分以上、1日2回を超える場合は、 介護は1回につき90/100の算定 予防は1回につき50/100の算定 予防利用開始月から12月超えた場合、1回5単位減算 ※理学療法士	294単位 (284単位)		

※1回につきの単位

その他のサービスの加算料金

項目	基本料金	内容
初回加算 (Ⅰ)	350単位	新規に訪問看護計画を作成した場合に算定
(Ⅱ)	300単位	(Ⅰ)新規に退院日に訪問した場合 (Ⅱ)新規に退院日翌日以降に訪問した場合

緊急時訪問看護加算 (1月につき)	600 単位	利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う場合に 1 回／月算定
特別管理加算 (Ⅰ) (1月につき) (Ⅱ)	500 単位 250 単位	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する利用者に、計画的に管理を行う場合に 1 回／月算定
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,500 単位	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に死亡月に 1 回算定
サービス提供体制加算	6 単位／回	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に 1 回ごとに算定
退院時共同指導加算	600 単位	利用者が退院又は退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に算定
長時間訪問看護加算	300 単位／1 回	特別管理加算対象者で 1 時間 30 分を超える
複数名訪問加算Ⅰ	30 分未満： 254 単位 30 分以上： 402 単位	利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において同時に複数の看護師等が計画的に訪問看護を行った場合に加算
複数名訪問加算Ⅱ	30 分未満： 201 単位 30 分以上： 317 単位	利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において同時に看護師等と看護補助者が計画的に訪問看護を行った場合に加算
介護職員等処遇改善加算	1 か月分の 総単位数×1.8%	介護職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上、協働化促進の措置
利用者負担額	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額	

※宇陀市・宇陀郡の地域単価は基本単価 10 円に対し、訪問看護は 10.21 円になります。

(2) 医療保険

項 目	訪問看護の回数	利 用 料 金
基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710 円
	月の 2 日目以降	3,010 円
24 時間対応体制加算	6,800 円／月	
特別管理加算	5,000 円／月（悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態）	
	2,500 円／月（人工肛門・人工膀胱・褥瘡・点滴管理等）	
ターミナルケア療養費	25,000 円	
夜間早朝加算	2,100 円（18 時～22 時と 6 時～8 時）	
深夜加算	4,200 円（22 時～6 時）	
緊急時訪問看護加算	2,650 円（診療所・在宅療養支援病院の指示）	
長時間訪問看護加算	5,200 円（90 分を超える訪問）	

乳幼児加算（6歳未満）	1,400 円／日 1,800 円／日（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合） 【施設基準】①超重症児又は準超重症児 ②別表第 7 に掲げる疾病等 ③別表第 8 に掲げる者
複数名訪問看護加算 （1 人以上の看護職員との同行）	4,500 円（看護師等） 3,000 円 その他職員（看護師含む）
退院時共同指導加算	8,000 円（退院又は退所時の連携と指導）
退院支援指導加算	6,000 円（退院当日の訪問）
在宅患者連携指導加算	3,000 円（医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、利用者・家族に指導を行い、他職種に情報提供した場合算定）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円（急変や診療方針の変更等に伴い、利用者宅で医療従事者と一同にカンファレンスした場合）
訪問看護情報提供療養費	1,500 円／月（市町村・保健医療機関等との連携）
訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	1,830 円／月（令和 9 年 6 月以降は 2,880 円／月）
交通費（自費負担）	300 円（消費税別）／回
訪問看護物価対応料Ⅰ	月の初日 60 円／日 月の 2 日目以降 20 円／日 （令和 9 年 6 月以降は初回 120 円／日、2 日以降 40 円／日）
利用者負担額	各保険の負担割合に応じて異なります（1～3 割）
訪問時間	30 分～1 時間 30 分まで／回

（3）自費負担（保険外）

項 目	利 用 料 金
保険外の訪問看護	訪問時間によって、介護保険に準じる料金となります（別途消費税）
死後の処置	20,000 円（税別）

（4）料金の請求及びお支払方法

請求方法	毎月 10 日以降の訪問日に当事業所の看護師等が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	・ゆうちょ銀行からの「自動引落とし」とさせていただきますので手続きをお願いいたします。 ・毎月 20 日に引落としさせていただきます。（引落日が休日の場合、翌営業日になります。） ・引落としができない場合は、月末に再引落としさせていただきます。
領収書の発行	・「自動引落とし」の領収書は、翌月の 10 日以降に発行いたします。

（5）利用中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、看護師等の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示させていただきます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う看護師等について（契約書第6条）

サービス開始時に、担当の看護師等を決定します。ただし、実際のサービス提供時は、複数の看護師等が交代で訪問させていただく場合があります。

(2) 担当の看護師等の交代（契約書第6条）

①利用者から交代の希望があった場合

担当の看護師等の交代を希望される場合は、ご相談ください。その際、交代を希望する理由についてお伺いします。なお、看護師等を指名することはできません。

②事業所から交代をお願いする場合

事業所の都合により、担当の看護師等の交代をお願いする場合があります。その際、利用者に不利益が生じないよう十分配慮いたします。

(3) サービス提供時の注意事項

①訪問看護指示書について

訪問看護サービスは、医師の指示に基づいてサービスを提供します。

ご利用にあたっては、主治医より訪問看護指示書の交付を一定の期間（最長6か月）ごとに受ける必要があります。

②看護師等は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はご家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

③サービスのキャンセルについて

訪問看護サービスの予定を変更・取り消される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。キャンセル料金は発生しません。

④理学療法士について

訪問看護ステーションにおける理学療法士の訪問は、看護業務の一環として実施するリハビリテーションであり、看護職員の代替として行う訪問です。

⑤サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・金銭管理
- ・金銭又は物品、飲食の授受
- ・飲酒及び喫煙
- ・身体拘束、その他行動を制限する行為（生命及び身体保護のためやむ得ない場合を除く）
- ・宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ・利用者のご家族に対する訪問看護

⑥鍵などの貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則としてお預かりしません。ただし、サービス提供において支障がある場合、「鍵預かり証」を発行し一時的に保管させていただくことがあります。鍵は事務所の鍵のかかる場所で保管いたします。

⑦悪天候や災害時（大雨・豪雨・積雪・台風・地震等）は、サービス時間の調整、変更や中止をさせていただく場合があります。

(4) 衛生管理等

①

② 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

③ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

5. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①指針を整備しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、訪問看護(予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 記録の保管、閲覧、交付(契約書第7条)

ご利用者へのサービス提供記録は、サービス提供終了後から5年間保管します。

記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、ご利用者とそのご家族に限り可能です。

8. 暴力への対応(契約書17条)

ご利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・セクシャルハラスメントなどがあつた場合はサービスを中止することがあります。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口(契約書第11条)

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

宇陀訪問看護ステーション	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0745-82-6603
東宇陀訪問看護ステーション	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0745-94-2828
宇陀市医療介護あんしんセンター	電話番号：0745-82-2100
宇陀市役所 (介護福祉課)	電話番号：0745-82-3675
宇陀市大宇陀地域事務所	電話番号：0745-82-2251
宇陀市菟田野地域事務所	電話番号：0744-84-2521
宇陀市室生地域事務所	電話番号：0745-92-2001
曾爾村地域包括支援センター	電話番号：0745-94-2144
御杖村地域包括支援センター	電話番号：0745-95-2522
曾爾村役場 住民生活課 (介護保険担当)	電話番号：0745-94-2101
御杖村役場 福祉課 (介護保険担当)	電話番号：0745-95-2828
奈良県国民健康保険団体連合会	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0120-21-6899

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者のご家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1. 緊急時等における対応方法（契約書第 12 条）

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族）、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

主治医	病院名	
	氏 名	
	電話番号	

緊急時連絡先 （ 家族等 ）	氏 名 （続柄）	
	住 所	
	電話番号	自宅： 携帯：

1 2. 事故発生時の対応方法（契約書第 19 条）

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに上記の記載による「緊急時の対応」を行うとともに県・市町村への連絡・報告を行います。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 公益社団法人 奈良県看護協会立
宇陀訪問看護ステーション
奈良県宇陀市榛原萩原 155 番地 4

(支所) 東宇陀訪問看護ステーション
奈良県宇陀郡曽爾村大字塩井 991 番地の 1
(曽爾村老人福祉センター内)

所長 中川 朋子 印

説明者 氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()